

令和 2 年度 地域包括支援センター事業評価について

地域域包括支援センターがその機能を適切に発揮していくためには、センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要があるとして、平成 30 年度に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。）において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 関係）

また、本市では、平成 26 年度より、市独自に地域包括支援センターの事業評価を行っており、国評価開始後も、相談件数などの業務実績やケース対応記録の確認など、国評価にない項目の評価、ヒアリングを行い、各包括の実施状況の把握及びさらなる業務の質の向上に努めている。

1 実施時期及び手法

① 国の評価

- ・時期：令和 2 年 6 月
- ・手法：調査票により市及び各センターにおいて自己評価を実施

② 市の評価

- ・時期：令和 2 年 1 2 月
- ・手法：各センターが作成した資料、支援記録等を踏まえながら、市職員がヒアリングを実施

2 評価指標

① 国の評価指標

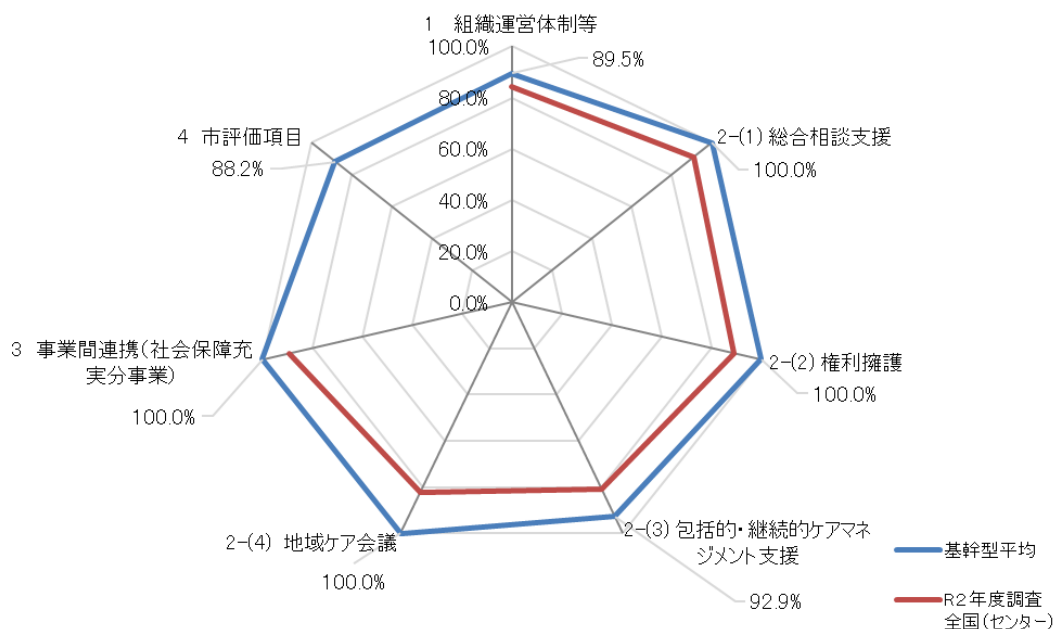
参考資料 1 のとおり

② 市の評価指標

参考資料 2 のとおり

3 評価結果（令和元年度実績）

① 基幹型包括支援センター評価平均



② 地域包括支援センター評価平均

